

豊田都市計画土地区画整理事業の変更（豊田市決定）

都市計画豊田土橋土地区画整理事業を次のように変更する。

名 称	豊田土橋土地区画整理事業			
面 積	約 38.2 ha			
公共施設の配置	道 路	種 別	名 称	備考 これらについては別に都市計画において定めるとおりとする。
			3・4・18 豊田安城線	
			3・4・39 土橋北停車場線	
		幹線街路	3・2・20 豊田刈谷線	
			3・4・112 土橋竜神線	
			3・4・103 曙線	
		3・4・127 土橋南停車場線		
	上記の都市計画道路を基幹とし、主要区画道路14～16メートルを配置するほか、幅員6メートルを標準として、幅員5～10メートルの区画道路を配置する。また、歩行者の安全性、利便性を考慮し、特殊道路として幅員3.5～8メートルを配置する。			
公 園 及 び 緑 地	地区面積の約3%以上、約1.3ヘクタールの公園面積を確保することとし、地区公園の拡大に0.3ヘクタール、街区公園5箇所1.0ヘクタールを誘致距離等を考慮の上、適正に配置する。			
その 他 の 公 共 施 設	本地区の二級河川逢妻男川を河川改修事業として整備するため、河川用地を確保する。			
宅地の整備	街区の規模としては、短辺30～60メートル、長辺100～150メートル程度を標準とし、原則として各宅地とも道路面より高くするよう整備する。			

「施行区域は計画図表示のとおり」

理由

都市計画区域の再編に伴い、名称を変更するものである。